

新旧対比表 総合口座取引規定 抜粋

改訂後	改訂前
<p>25.(未利用口座管理手数料) (第1項削除し、項番繰上) <u>(1)</u> この預金は、別途定める一定期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。 <u>(2)</u> この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。 <u>(3)</u> 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2023年8月1日現在)</u></p>	<p>25.(未利用口座管理手数料) <u>(1)</u> 未利用口座管理手数料は、別途定める未利用口座が対象となります。 <u>(2)</u> この預金は、別途定める一定期間、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。 <u>(3)</u> この預金が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当行の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。また、残高不足等により、未利用口座管理手数料の引落しが不能となった口座については、残高を未利用口座管理手数料の一部としていただき、通知することなく当行所定の方法により、解約することができるものとします。 <u>(4)</u> 一旦引落としとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料については、ご返却いたしません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2021年5月6日)</u></p>